

五霞町先端設備等導入計画の認定に係る認定証交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号。以下「法」という。）第40条第1項に規定する先端設備等導入計画が中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針（平成30年経済産業省告示第110号。）及び同意導入促進基本計画に適合するものであることを証明する認定証（以下「認定証」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小・小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第各号に掲げる者をいう。
- (2) 導入促進指針 法第36条に規定する指針をいう。
- (3) 基本計画 法第37条第1項に規定する導入促進基本計画で、町が作成し、経済産業大臣に協議し、同意を受けた計画をいう。
- (4) 導入計画 法第40条第1項に規定する先端設備等導入計画で、中小・小規模企業者が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るため、3年間、4年間又は5年を期間として作成した計画をいう。
- (5) 経営革新等支援機関 税務、金融及び企業財務に関する専門的知識並びに支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人又は法人に対して、国が認定した公的機関をいう。
- (6) 導入計画の対象となる設備 経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則（平成30年経済産業省令第33号。以下「規則」という。）第1条第1項に規定する先端設備等の全てをいう。
- (7) 導入計画の対象となる業種 市場において商品等の価値を高め、地域の雇用を促進し、広く中小・小規模企業者の労働生産性向上を実現する観点から、全業種をいう。
- (8) 導入計画の対象となる事業 導入促進指針に定める労働生産性が、直近の事業年度末より年平均3パーセント以上伸びることに資すると見込まれる事業をいう。
- (9) 反社会的勢力 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これらに準じたものをいう。

(認定証の交付対象者)

第3条 認定証の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 認定証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の導入計画が、

導入促進指針及び基本計画に適合すると認められたものであること。

- (2) 申請者の導入計画が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものであり、申請者が反社会的勢力との関係が認められない者であること。
- (3) 申請者の導入計画が、先端設備等を導入することにより、人員削減をするおそれがないものであること。

(認定証の交付申請)

第4条 申請者は、認定証の交付申請をする場合は、先端設備等導入計画に係る認定申請書（様式第1号）及び先端設備等導入計画（様式第1号別紙）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 経営革新等支援機関が、申請者の提出した導入計画の実施により目標の達成が見込まれると証明した書類
- (2) 規則第1条第2項に規定する先端設備等を取得する場合においては、先端設備等に係る誓約書（様式第2号）及び規則第1条第2項に規定する要件に該当することを経営革新等支援機関が証明した書類。ただし、規則第1条第2項に規定する先端設備等の取得を経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、不要とする。

(認定証の発行等)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかにその適否を審査し、導入促進指針及び基本計画に適合すると認められるときは、先端設備等導入計画に係る認定証（様式第3号）を申請者に交付しなければならない。

(名簿)

第6条 町長は、認定証を交付した申請者について、名簿を作成し、管理するものとする。

2 前項の名簿は、書面又は電子データで作成するものとする。

(不認定)

第7条 町長は、第5条の規定による認定の交付申請について、導入促進指針及び基本計画に適合すると認められないときは、先端設備等導入計画に係る不認定通知（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(導入計画の変更に係る認定の申請)

第8条 法第41条第1項の規定により、導入計画の変更に係る認定を受けようとする申請者は、先端設備等導入計画の変更に係る認定申請書（様式第5号）及び先端設備等導入計画（様式第5号別紙）に、次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 変更した導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類
- (2) 経営革新等支援機関が、申請者の変更した導入計画の実施により目標の達成が見込まれると証明した書類
- (3) 申請者が、取得する先端設備等を変更しようとする場合であって、その変更後

の先端設備等が規則第1条第2項に規定するものであるときは、変更後の先端設備等に係る誓約書（様式第6号）及び規則第1条第2項に規定する要件に該当することを証する経営革新等支援機関が発行した証明書。ただし、変更した導入計画に係る規則第1条第2項に規定する先端設備等の取得を経済産業大臣が正当な理由があると認めるときは、不要とする。

（変更認定証の発行等）

第9条 町長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、速やかにその適否を審査し、導入促進指針及び基本計画に適合すると認められるときは、先端設備等導入計画の変更に係る認定証（様式第7号）を申請者に交付しなければならない。

（変更の不認定）

第10条 町長は、前条の規定による変更認定の交付申請について、導入促進指針及び基本計画に適合すると認められないときは、先端設備等導入計画の変更に係る不認定通知（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第11条 町長は、認定証の交付を受けた者が虚偽その他不正の事実により認定証の交付を受けたと認められるときは、当該認定の取消しを行い、五霞町先端設備等導入計画に係る認定取消通知書（様式第9号）により通知する。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、直ちに交付された認定証を町長に返還しなければならない。

（計画の進捗状況についての調査）

第12条 申請者は、導入計画の進捗状況について、中小・小規模企業者の事業年度終了ごとに、決算日の翌月末までに自己評価の実施状況を町長に報告するものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、五霞町先端設備等導入計画の認定に係る認定証交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。